

送配電等業務の公平な運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「電気事業法第23条」に定められた「託送供給および電力量調整供給業務（以下、「託送供給等業務」という。）」ならびに「託送供給等業務その他の変電、送電および配電に係る業務（以下、送配電等業務という。）」に伴う行為規制に則り、送配電等業務を実施する上で、当社と他の電気供給事業者との公平性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語を次のとおり定義する。

- (1) 「役職員」とは、当社の取締役、執行役員、従業員等、会社の業務に従事する者すべてをいう。
- (2) 「託送供給業務」とは、小売電気事業者等からの託送供給に関する相談・問合せ対応、連系技術検討・工事実施、契約締結・管理、系統運用、料金調定等の業務をいう。
- (3) 「託送供給に関する情報」とは、託送供給業務の実施にあたり、小売電気事業者等の事業活動に関して業務上知り得た情報をいい、具体的には「別表1」に定める。
- (4) 「電力量調整供給業務」とは、発電事業者等からの電力量調整供給に関する相談・問合せ対応、連系技術検討・工事実施、契約締結・管理、系統運用、料金調定等の業務をいう。
- (5) 「電力量調整供給に関する情報」とは、電力量調整供給業務の実施にあたり、発電事業者等の事業活動に関して業務上知り得た情報をいい、具体的には「別表1」に定める。
- (6) 「変電、送電および配電に係る業務」とは、当社の流通設備に関わる計画、工事、保守、運用等の業務をいう。
- (7) 「発電業務」とは、当社の発電設備に関わる計画、工事、保守、運用等の業務をいう。
- (8) 「小売業務」とは、需要者への電気の販売・契約等の業務をいう。

(情報の目的外利用の禁止および差別的取扱いの禁止)

第3条 役職員は、託送供給および電力量調整供給に関する情報（以下、「託送供給等に関する情報」という。）を託送供給等業務以外の目的のために利用または提供（子会社等への提供を含む。）する行為を行ってはならない。これら託送供給等業務に関する「情報の目的外利用」として禁止する行為について、具体的には「別表2」に定める。

- 2 役職員は、送配電等業務に関して、他の電気供給事業者等に対して、不当に優先的もしくは不利な取扱いをする行為、または、不当に利益もしくは不利益を与える行為を行ってはならない。これら「差別的な取扱い」として禁止する行為について、具体的には「別表3」に定める。

(情報の伝達規制等)

第4条 託送供給等業務に従事する役職員は、託送供給等に関する情報を託送供給等業務に従事しない役職員に伝達してはならない。ただし、法令上提出が義務付けられている情報や調査・監査業務に必要な情報のほか、託送供給等業務遂行上の必要により伝達せざるを得ない情報はこの限りではない。

- 2 託送供給等業務に従事しない役職員は、託送供給等業務に従事する役職員に対し、前項ただし書きの場合を除き、託送供給等に関する情報の伝達を要求してはならない。

(情報の適正な取扱いの徹底)

第5条 託送供給等業務に従事する役職員は、人事異動によりその職務を離れた後も、前条に則り、託送供給等に関する情報を適正に取扱わなければならない。

- 2 託送供給等業務を行う部門と小売部門、発電部門、卸電力取引市場における取引業務を担当する個所またはその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の両部門を統括する地位にある役職員は、前条に準じて託送供給等に関する情報を適正に取扱わなければならない。

(情報連絡窓口および情報の適正管理)

第6条 他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、託送サービスセンターおよび中央給電指令所とし、その際得た情報については情報連絡窓口にて管理する。

- 2 情報連絡窓口から、託送供給等業務を遂行する上で必要な情報を関係部署に伝達する際は、他の電気供給事業者ならびに関連する発電者および需要者の名称を符号化する等の措置を講じる。ただし、工事実施や系統運用等を行う上で、やむを得ない場合はこの限りではない。
- 3 託送供給等業務を行う各部署においては、託送供給等に関する情報の取扱いに関する責任者を設置し、情報の適正な取扱いに万全を期す。

(物理的隔絶)

第7条 託送供給等業務を行う部門は、それ以外の部門との間で物理的に隔絶する。

(人事異動の扱い)

第8条 情報連絡窓口から小売部門および卸電力取引市場における取引業務を担当する個所への直接の人事異動は行わない。

(業務制限・連携業務)

第9条 託送供給等業務に従事する役職員は、小売業務、発電業務、卸電力取引市場における取引業務またはその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の業務を行ってはならない。ただし、第5条第2項の役職員、ならびに緊急的な供給支障の解消や業務運営の効率性を著しく阻害しない観点から、当社の役職員が一体的に連携して行う業務については、この限りではない。

2 前項に定める連携業務は、次のとおりとする。

- (1) 事故対応業務
- (2) 休日・夜間等における業務
- (3) 小規模事業所における業務
- (4) お客さまからの申し出に連携して対応する必要のある業務
- (5) 山間部等における水力発電所等の工事・保守・運用関連業務
- (6) その他上記項目に類する業務

(電力広域的運営推進機関が策定した業務規程および送配電等業務指針に基づく社内ルールの遵守)

第10条 託送供給等業務に従事する役職員は、他の電気供給事業者と当社の小売部門、発電部門、卸電力取引市場における取引業務を担当する個所またはその他の中立的観点から兼業が不適切な部門との公平性を確保するため、電力広域的運営推進機関が策定した業務規程および送配電等業務指針に則り作成・公表する「設備形成」、「系統アクセス」、「系統運用」および「情報公表」に関する社内ルールを遵守しなければならない。

(情報管理責任者の設置)

第11条 託送供給等に関する情報を総括的に管理するため、情報管理責任者を設置する。

2 前項に定める情報管理責任者は、送配電カンパニー社長とする。

別表 1（規程第 2 条（3）および（5）関係）

規程第 2 条（3）に定める「託送供給に関する情報」および（5）に定める「電力量調整供給に関する情報」とは、具体的に以下をいう。

- ① 他の電気供給事業者の電源および電源開発の状況
- ② 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分および作業条件等
- ③ 他の電気供給事業者の電気の需要者の需要動向・需要実績等
- ④ その他上記項目に類する情報

別表 2（規程第 3 条第 1 項関係）

規程第 3 条第 1 項に定める「情報の目的外利用」として禁止する行為とは、具体的に以下をいう。

- ① 他の電気供給事業者の経営状況の把握
- ② 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案
- ③ 他の電気供給事業者の特定の需要者を特に対象とした営業活動
- ④ 他の電気供給事業者の需要者を当社もしくは関係事業者の需要者に転換させ、または他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること
- ⑤ 電力市場において当社または関係事業者に有利な取引結果を現出させるために利用すること
- ⑥ その他上記項目に類する行為

別表 3（規程第 3 条第 2 項関係）

規程第 3 条第 2 項に定める「差別的な取扱い」として禁止する行為とは、具体的に以下をいう。

- ① 地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、当社の小売部門、発電部門または卸電力取引市場における取引業務を担当する個所と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取扱うこと
- ② 託送料金の改定、系統情報等の送配電等業務を行う部門が保有する情報の開示・周知において、当社の小売部門、発電部門、卸電力取引市場における取引業務を担当する個所またはその他の中立的観点から兼業が不適切な部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取扱うこと
- ③ 送配電等業務を行う部門の停電対応（停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等）、メーターの交換、需給調整契約の締結等において、当社の需要者であるか他の電気供給事業者の需要者であるかにより不当に差別的に取扱うこと
- ④ 託送供給契約における託送料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、当社の小売部門、発電部門、卸電力取引市場における取引業務を担当する個所またはその他の中立的観点から兼業が不適切な部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取扱うこと
- ⑤ 代表契約者制度において、balancing group を構成する小売電気事業者を不当に差別的に取り扱うこと
- ⑥ その他上記項目に類する行為